【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月27日
【会社名】	丸紅建材リース株式会社
【英訳名】	Marubeni Construction Material Lease Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　清 水 敎 博
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園２丁目４番１号
【電話番号】	(03)5404－8200(代表)
【事務連絡者氏名】	財経部長　猪 田　忠
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園２丁目４番１号
【電話番号】	(03)5404－8200(代表)
【事務連絡者氏名】	財経部長　猪 田　忠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 丸紅建材リース株式会社　北関東支店 (埼玉県さいたま市浦和区高砂２丁目10番３号 イチカワビルＶ内) 丸紅建材リース株式会社　千葉支店 (千葉県市原市八幡海岸通11番地１) 丸紅建材リース株式会社　横浜支店 (神奈川県横浜市中区住吉町１丁目12番地５ 横浜エクセレントＸＶＩビル内) 丸紅建材リース株式会社　札幌支店 (北海道札幌市中央区南１条西６丁目15番１ 札幌あおば生命ビル内) 丸紅建材リース株式会社　東北支店 (宮城県仙台市若林区清水小路６番地の１ 東日本不動産仙台ファーストビル内) 丸紅建材リース株式会社　名古屋支店 (愛知県名古屋市中区栄２丁目２番12号ＮＵＰ伏見ビル内) 丸紅建材リース株式会社　大阪支店 (大阪府大阪市西区靭本町１丁目８番２号 コットンニッセイビル内) 丸紅建材リース株式会社　福岡支店 (福岡県福岡市中央区清川１丁目９番19号渡辺通南ビル内)

（注）上記の丸紅建材リース株式会社札幌支店、東北支店及び福岡支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成24年６月22日開催の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年６月22日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金２円

総額66,783,494円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年６月25日

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役として清水敎博、真中均、齊藤正視、石﨑久雄、岡本達哉、井ノ上雅弘の６名を選任する。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役として小野信、棚橋栄蔵、外山史朗の３名を選任する。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

補欠監査役として黒田崇を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	賛成率(%)	決議の結果
第１号議案 剰余金の処分の件	25,320	213	0	(注) １	97.63	可決
第２号議案 取締役６名選任の件				(注) ２		
清 水 教 博	25,301	232	0		97.56	可決
真 中　 均	25,315	218	0		97.61	可決
齊 藤 正 視	25,294	239	0		97.53	可決
石 﨑 久 雄	25,315	218	0		97.61	可決
岡 本 達 哉	25,304	229	0		97.57	可決
井ノ上 雅 弘	23,475	2,058	0		90.52	可決
第３号議案 監査役３名選任の件				(注) ２		
小 野　 信	22,685	2,848	0		87.47	可決
棚 橋 栄 蔵	25,313	220	0		97.61	可決
外 山 史 朗	22,566	2,967	0		87.01	可決
第４号議案 補欠監査役１名選任の件				(注) ２		
黒 田　 崇	22,568	2,965	0		87.02	可決

(注) １　第１号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
２　第２号議案から第４号議案までの各議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上